

2020年4月1日施行の改正民法と 利用規約の作り方の注意点！

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

本動画の注意点

- ご利用は自己責任にてお願いします
- 法律の解釈や、個別の利用規約の内容、運用方法等については専門家による助言やリーガルチェックを受けられることをお勧めします

業務効率化に欠かせない「利用規約」

- ライフプランなど、サービスを提供する場合のルールを利用規約で定めれば、それを契約にできる
- 今までには曖昧だった利用規約の扱いが、改正民法でしっかり規定された
- 業務効率化できる追い風なので、ぜひ活用してみてください

120年ぶり！？の民法改正

新しい時代に合った民法にするための改正	国民に分かりやすい民法にするための改正
<p>①消滅時効 原則5年とする</p> <p>②法定利率 低金利の状態が続いているため</p> <ul style="list-style-type: none">・法定利率を年5%から3%に引き下げ・将来的に利率が自動的に変動する仕組みを導入 <p>③保証 第三者が安易に保証人になるのを防ぐため</p> <ul style="list-style-type: none">・公証人による意思確認の手続きの新設 <p>④約款 定型約款に関する規定の新設</p>	<p>以下を条文に明記した</p> <p>①意思能力に関するルール 意思能力のない者の法律行為は無効であること</p> <p>②貸借に関するルール</p> <ul style="list-style-type: none">・敷金について、残額は返還しなければならないこと・借主は、通常損耗や経年変化についてまで原状回復する必要がないこと

法務省 HP「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」を参考に著者作成

- <http://www.moj.go.jp/content/001254263.pdf>
- 2019年11月24日時点
- 定型約款とは、サービス利用規約や保険の約款など。

有効な利用規約はどうやって作ればいい？

利用規約が契約の内容となるためのルール

- ① 組入れ要件（利用規約を契約の内容とすること）を明示
- ② 不当条項（顧客の利益を一方向的に害する条項）の規制

利用規約を変更する場合のルール

- ③ 以下の要件を満たせば変更できる

- ・ 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- ・ 変更が契約の目的に反せず、かつ変更の事情に照らして合理的

※顧客にとって必ずしも利益にならない変更は、事前に周知が必要

利用規約が契約だ！と明示する

- 「利用規約は契約」と明記

林FP事務所のサービス利用規約

この利用規約は林FP事務所（以下当方）が当方のサービスに関し、サービス提供およびお申し込み、利用に関して定めるものです（以下本利用規約）。各サービスをご利用いただく前に下記の項目すべてをお読みください。本利用規約は当方との契約となります。当方のサービスをご利用いただく際は本利用規約に合意したとみなします。

- 「利用規約に基づいて契約を締結します」などのボタンを設置

顧問等の場合の利用規約の変更について

実体的要件 ((1)(2)いずれかに該当)

(1)変更が顧客の一般の利益に適合する場合（事前または事後に周知）

もしくは

(2)変更が契約の目的に反せず、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合（事前に周知）

手続的要件

(3)以下の内容を周知する

- ・ 利用規約を変更する旨
- ・ 変更内容
- ・ 変更の効力発生時期

改正民法における利用規約の作り方注意点 まとめ

- 利用者に対して利用規約が契約内容となることの明示が必要です（ボタン等で同意が取ればベスト）
- 利用規約のうち利用者に一方的に不利になる条項（不当条項や不意打ち条項など）は無効となるなど、注意が必要です。これは利用規約を変更する場合も同じです。
- 利用規約の変更は一定の要件の下で同意なく可能です。ただし利用者への周知など一定の変更手続きを踏む必要があります。
- 加えて、必ずしも顧客の利益にならない変更の場合は、効力発効の前に「事前に」周知が必要です。

期間限定で**無料**プレゼント中！

行列のできる
FP事務所



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>